

○国立大学法人埼玉大学における規則等の制定改廃に関する規則

〔平成20年3月1日〕
規則第92号

改正 平成22. 3.29 22規則18 平成24. 9.28 24規則34
平成27. 3.20 26規則106 平成29. 4.12 29規則3
令和4. 3.17 3規則40

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における規則等の制定改廃については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「部局」とは、各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部及び事務局をいう。
- (2) 「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(種類)

第3条 規則等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則
- (2) 規則
- (3) 規程
- (4) 細則

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて要項等を定めることができるものとする。

(学則)

第4条 学則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項等について定めたものをいう。

(規則)

第5条 規則は、法令等又は学則に基づき、本学の教育研究及び管理運営に関する重要事項について定めたものをいう。

(規程)

第6条 規程は、法令等又は学則若しくは規則に基づき、各部局の教育研究及び管理運営に関する重要事項、事務処理上の重要事項など、これを実施するため必要な事項について定めたものをいう。

(細則)

第7条 細則は、規則又は規程を実施するため必要な細目的事項について定めたも

のをいう。

(要項等)

第8条 要項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要項は、規則、規程又は細則の定めでない事項、若しくは事務処理上必要な事項について定めたものをいう。
- (2) 基準は、資格及び要件等、特定の事項に対して判断をする際の基準について定めたものをいう。
- (3) 申合せは、学則、規則、規程、細則又は要項の解釈・運用について申し合わせたものをいう。
- (4) 前3号に定めるもののほか、必要に応じて他の種類の名称を使用することができるものとする。

(形式)

第9条 規則等の形式は、法令の形式に準ずるものとする。

(名称)

第10条 本学の規則等の名称には、原則として「国立大学法人埼玉大学」を付すものとする。

(制定改廃の手続き)

第11条 規則等の制定改廃の手続きは、当該規則等に特別の定めがある場合を除き、原則として次の各号によるものとする。

- (1) 学則及び規則は、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、学長が定める。
- (2) 規程及び細則は、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、学長又は部局長若しくは規則又は規程の定めに基づき委任された者が定める。
- (3) 要項等は、学長又は部局長若しくは規則、規程又は細則の定めに基づき委任された者が定める。

2 前項第2号に規定する規程及び細則は、経営協議会又は教育研究評議会の審議事項に該当しない場合には、同号に定める者の判断により、それ以外の会議等の議をもって代えることができるものとする。

3 第1項第3号に規定する要項等は、同号に定める者の判断により、必要に応じて関係審議機関の議に付すものとする。

4 法律、政令、省令、通達等に基づき、形式的に改正する場合又は軽易な改正の場合の手続きは、前3項の規定にかかわらず、第1項各号に定める者の判断により処理することができるものとする。

(役員会の付議)

第12条 学則その他重要な規則の制定改廃は、必要に応じ役員会の議に付すものとする。

(協議・調整)

第13条 規則等を制定改廃する場合は、あらかじめ関係の部局及び総務部総務課と十分な協議・調整を行うものとする。ただし、部局限りの軽易なものについてはこの限りでない。

(報告)

第14条 部局長が規程等を制定改廃した場合は、学長に速やかに報告するものとする。

(周知)

第15条 規則等の制定改廃については、ホームページ等に掲載し、学内に周知するものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成22. 3.29 22規則18)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24. 9.28 24規則34)

この規則は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27. 3.20 26規則106)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29. 4.12 29規則3)

この規則は、平成29年4月12日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。